

○特別研究出版助成細則

昭和56年10月7日

制定

改正 平成16年4月1日

平成19年4月1日

平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、駒澤大学特別研究助成及び出版助成に関する規程第5条第3項に基づき、出版助成金を適正に交付するために、必要な事項を定める。

(助成を受けることができる場合)

第2条 出版助成を受けることができるのは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 駒澤大学特別研究助成を受けた者が、その研究の成果を発表するために出版する場合
- (2) 駒澤大学在外研究員又は国外自費留学者が、研究期間終了後、その研究の成果を発表するために出版する場合
- (3) 文部科学省又は日本学術振興会の科学研究費補助金を受けた者が、その研究の成果を発表するために出版する場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に優れた研究成果を発表するために出版する場合

(申請資格)

第3条 出版助成の申請をすることができるのは、当該年度の2月末日までに刊行が確実な完成原稿（翻訳を除く）を保有する者とする。

2 出版助成を受けてから3年を経過しない者は、助成の申請をすることができない。

(申請手続)

第4条 出版助成を受けようとする者は、出版社の見積書を添付のうえ所定の計画調書を当該学部長等又は法科大学院研究科長に提出しなければならない。

(推薦)

第5条 当該学部長等又は法科大学院研究科長は、前条の規定により提出された計画調書に基づき、学部等教授会又は法科大学院研究科教授会の議を経て、運営委員会が指定する日までに同委員会に推薦するものとする。

2 前項の教授会の決定に際しては、単著を優先して推薦し、共著については、著者全員が本学専任教員であるものについてのみ推薦する。

(助成の決定)

第6条 運営委員会は、前条の推薦があったときは、当該推薦に係る書類等を審査し、審査結果を学長に報告する。

2 学長は、前項の審査結果について適当であると認めた場合には、助成金の交付を決定する。

(助成金の使途)

第7条 出版助成の対象となる経費は、直接出版費に限定する。

(助成金の交付)

第8条 出版助成金の交付を受けるには、出版に関わる経費計算書及び出版物を添付の上、助成金交付申請書を、所定の日までに教務部に提出しなければならない。

(出版助成の明記)

第9条 出版助成金を受けた者は、出版物に〇〇年度駒澤大学特別研究出版助成を受けた旨を明記しなければならない。

附 則

この細則は、昭和56年10月7日から施行し、昭和55年4月1日以降の申請から適用する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。